

警察による犯罪被害者支援活動

事件被害に遭った方で、

- 事件のことを思い出して眠れない
- また被害に遭うんじゃないか…

等お悩みの方、安心してご相談下さい。



警察では、次のような支援を行っています。

対象事件

- ①殺人、性犯罪、傷害(全治1か月以上)等の身体犯
- ②ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事件・事故
- ③その他必要と認められる事件

指定被害者支援要員制度

犯罪被害者に対する支援活動は、事件発生直後から必要となります。

そこで、犯罪被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員が各被害者支援活動を行います。

事件の内容によっては、被害者の心情に配慮し、女性警察官が支援を行います。

被害者連絡制度

被害者又はその御遺族に対し、

- 刑事手続き
- 犯罪被害者のための制度
- 被疑者検挙までの捜査状況
- 被疑者の検挙状況
- 逮捕被疑者の処分状況

について、事件担当する捜査員が連絡を行います。



再被害防止制度

犯罪被害者やその親族、関係者が再び被害を受けることを防止するため、被害者の方との連携を密にし、必要に応じて、

- 防犯指導や警戒措置(パトロールの強化)の実施
- 緊急通報装置の貸し出し

などを実施し、安全の確保に努めています。

カウンセリング制度



犯罪被害等で大きな精神的被害を受けると

- ・感情面:感情がなくなる、強い恐怖、孤独感・自責感、いらいら・怒り等
- ・思考面:物事に集中できない、事件のことを何度も夢に見る等
- ・行動面:怒りっぽい、興奮、取り乱す、閉じこもり、生活が不規則になる等
- ・身体面:頭痛・腹痛、息苦しさ、食欲不振、手足のだるさ等

個人により様々な心身の反応が現れることがあります。

長崎県警察では、長崎県臨床心理士会等の協力を得て、カウンセリングを実施しています。



犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為により、亡くなられた犯罪被害者の御遺族や重傷病を負い、又は身体的に障害が残った犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

給付金については、「遺族給付金」、「重傷病給付金」、「障害給付金」の種類があります。

公費負担制度

犯罪の遭われた方の負担軽減のため、その被害にかかる初診料、診断書料緊急避妊費用などについて、その費用を公費により負担できる場合があります。

地域警察官による訪問連絡活動

交番等の地域警察官は、その受持ち地区に居住する犯罪被害者の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者の要望に基づき訪問・連絡活動を実施します。